

議案第30号

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
及び石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月24日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、これに準じて特別職の職員で常勤のもの及び会計年度任用職員の旅費を改正するため。

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条中「鉄道賃，船賃，航空賃，車賃，日当，宿泊料及び食事料とし，その額は，この条例で定めるもののほか」を削る。

第8条を次のように改める。

(宿泊費等の額)

第8条 宿泊費の額は，国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号に規定する指定職職員等が受ける額と同一の額とする。

2 前項以外の旅費の額は，石岡市職員の旅費に関する条例（令和8年石岡市条例第 号）の規定を準用して算出された額とする。

第9条を削り，第10条を第9条とする。

別表第2を削る。

(石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年石岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項後段を削る。

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。